

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？

刑事事件（犯罪被害者支援を含む）における 弁護士会照会事例

調査室囑託 河野 浩 Hiroshi Kouno (55期)



本号では刑事事件（犯罪被害者支援を含む）における照会事例を紹介します。文中の【番号】は、会員サービスサイトの事例番号ですので、参考にしてください。

1 被疑者・被告人の治療状況【20】、 勾留中の被疑者の摂食状況【34】

保釈請求に際し、病気治療を保釈の必要性として主張するようなケース、捜査段階では自白していた被告人が公判段階でこれを覆して否認し、捜査段階での自白の任意性を争うケースなどにおいて、拘留所等に対し、勾留中の被告人に対する治療状況を照会することが考えられます。自白の任意性を争うケースにおいては、取調べ等のための出帰房時間、弁護人の接見日時等を併せて照会することも有用と考えられます。

同様に自白の任意性を争ったケースで、調書への署名、押印を強制されたことに対する抗議の意味で被疑者が拒食したという事実があった場合に、被疑者が留置管理課長宛に提出した給食辞退書の記載内容を照会した事例があります。

2 領置金品基帳の記載内容【21】

逮捕時の所持品中に重要な証拠物が存在すると疑われるようなケースにおいて、拘留所、警察署に対し、領置金品基帳の記載内容を照会することが考えられます。

3 被告人の勾留場所【6】、受刑者の服役場所【7】、 元受刑者の出所後の住所【8】、保護観察対象者の住所【24】、少年事件における少年及び 保護者の住所【46】

犯罪被害者が加害者に対する損害賠償請求を行うに際し、各関係機関に対して加害者の住居所、所在場所を照会することが考えられます。ただし、回答されないケースも散見されるので事前に照会先に確認されることをお勧めします。

4 少年事件の共犯者の審判内容【45】

弁護方針を立てるため等の理由で共犯者の審判

結果を知る必要性がある場合には、家庭裁判所に対し、共犯者の審判結果を照会することが考えられます。なお、被害者の場合、家庭裁判所に申請すれば、原則として事件記録の閲覧謄写が認められています。

5 防犯ビデオの映像【198】

駅、公共施設、コンビニ等に設置されている防犯ビデオの映像の有無を設置者に対して確認し、存在する場合には映像の提供を求めることが可能です。ただし、設置者により、弁護士会照会への対応や映像の保存期間が異なるので、事前に設置者と協議した上で、照会理由において詳細に必要な性と相当性を説明することが必要不可欠です。

6 電車の編成・発着時刻等【199】

痴漢否認事件などにおいて、電車への乗車位置、下車位置、乗車時刻、電車内の状況等に関する被疑者・被告人と被害者、目撃者等の供述が相違する場合には、正確な位置、状況等を特定するため、鉄道会社に対する照会をすることが考えられます。

7 ホテル宿泊の有無【208】、航空機の搭乗記録【197】、ETCカード搭載車両のゲート通過記録【205】、Suicaの利用履歴【200】、 PASMOの利用履歴【201】

被疑者・被告人のアリバイ立証、加害者・被害者の行動立証等のため、ホテル宿泊の事実、航空機による移動の事実、ETC・Suica・PASMOの各利用履歴を照会することができます。

8 量刑傾向【会員サービスサイト・23条照会・関連資料・NIBEN Frontier掲載記事・こんな照会事例もあります①（NIBEN Frontier 2021年10月号掲載）】

最高裁に対して、特定の罪名の裁判結果の回答を求めたところ、裁判所名、事件番号、終局年月日、宣告刑期、執行猶予の有無、酌量減軽の有無など量刑結果の一覧が回答された事例があります。📄